

事務連絡  
令和3年12月14日

日本製薬団体連合会  
（公社）日本薬剤師会  
（一社）日本チェーンドラッグストア協会  
（一社）日本医薬品卸売業連合会  
（一社）全国家庭常備薬特品連合会  
（一社）日本保険薬局協会  
日本一般用医薬品連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

### セルフメディケーション税制対象品目（令和4年1月1日時点）の公表について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和3年度税制改正を踏まえ、令和3年9月27日付け事務連絡において医薬品製造販売業者の皆様へ税改により追加対象となる医薬品の届出をお願いしたところ、令和4年1月1日から本税制の対象となる一般用医薬品等は別添のとおりとなりましたので、お知らせ致します。

なお、令和4年1月1日以降において対象品目に変更があった場合には、下記の手続きにより毎月1日に厚生労働省ホームページへ掲載することといたしますので、ご承知おきください。

### 記

- 1 新たな対象品目の追加、対象となっている品目の名称変更や追加等の変更がある場合、毎月20日（厳守）までに所定の様式によりJSM-DBCへ届出を行うこと。
- 2 翌月10日に厚生労働省より届出のあった内容を整理した対象品目リストを事前を送付するので、変更内容について確認するほか、POSシステムへの情報登録等、税制の対象として公表後、速やかに対応できるよう準備を進めておくこと。
- 3 翌々月1日、セルフメディケーション税制対象品目として厚生労働省のホームページへ掲載するので変更内容に問題がないかを改めて確認すること。

以上